

使用料等審議会議案

日 時 令和2年2月26日(水)
19時00分～

場 所 役場3階 第1委員会室

1 町長あいさつ

2 会長あいさつ

3 諮 問

4 議 案 審 議

(1) 「(仮称)芽室町雇用促進住宅設置及び管理条例」制定に係る
使用料の設定 資料1

(2) 「(仮称)芽室町障がい者用生活体験住宅設置及び管理条例」
制定に係る使用料の設定 資料2

5 その他

使用料等審議会委員名簿

(敬称略)

氏 名	備 考
杉 本 みどり	H23年11月1日～
林 幸 司	H23年11月1日～
萩 原 真理子	H25年11月1日～
松 山 陽 一	H25年11月1日～
野 澤 亮	H27年11月1日～
丹 野 寛	H29年11月1日～
福 田 清 貴	H29年11月1日～
依 田 浩 恵	H29年11月1日～
白 銀 孝 志	R1年11月1日～
櫻 井 香 代	R1年11月1日～

(任期：令和元年11月1日～令和3年10月31日)

使用料等審議会条例（抄）

（組織）

第3条 審議会は、委員10人をもって組織する。

2 委員は、町民のうちから町長が委嘱する。

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。

2 補欠によって委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第5条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員が互選する。

3 会長は審議会を代表し、会議の議長となり会務を総理する。

4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第7条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。